

短時間労働者の適用要件から賃金要件が撤廃されることに伴う特例除外等の特例である「特定減額特例対象者」の任意資格取得及び任意資格喪失に係る事務の取扱いについて

平素から当組合の事業運営にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、短時間労働者が健康保険の適用対象となる要件として賃金要件（月額 8.8 万円以上）が規定されていますが、最低賃金の引き上げに伴い労働時間要件を満たせば賃金要件を満たすことから、当該要件は令和 8 年 10 月 1 日に撤廃されます。

これに伴う短時間労働者の適用事務の一部が変更されることとなりますのでお知らせいたします。

その概要及び手続きにつき、下記の通りお示ししますので、円滑な事務にご理解とご協力をお願い申し上げます。

1 制度の概要

上記の背景を踏まえ、適用事業所に使用される 75 歳未満の短時間労働者のうち、最低賃金法第 7 条の規定の適用を受ける特例許可を受けている労働者^{※1}であって、所定内賃金^{※2}が月額 8.8 万円未満である者（以下「特定減額特例対象者」という。）は、賃金要件が撤廃され被用者保険が適用されると、被用者保険の保険料負担が報酬に比して過大になる場合があることから、当分の間は被保険者としないこととされました。

但し、特定減額特例対象者のような報酬月額が低い者であっても、老後の保障や万が一の場合に備えたセーフティネットを拡充する観点から、標準報酬月額に基づく保険料を負担してでも被用者保険に加入することを特定減額特例対象者が望む場合は、申出により被用者保険の被保険者となることができることとされました。

※1 最低賃金法 第 7 条

使用者が厚生労働省令で定めるところにより都道府県労働局長の許可を受けたときは、次に掲げる労働者については、当該最低賃金において定める最低賃金額から当該最低賃金額に労働能力その他の事情を考慮して厚生労働省令で定める率を乗じて得た額を減額した額により第 4 条の規定を適用する。

- 1 精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者
- 2 使用期間中の者
- 3 職業能力開発促進法第 24 条第 1 項の認定を受けて行われる職業訓練のうち職業に必要な基礎的な技能及びこれに関する知識を習得させることを内容とするものを受ける者であって厚生労働省令で定めるもの
- 4 軽易な業務に従事する者その他の厚生労働省令で定める者

※2 所定内賃金とは下記の賃金を除きます（健康保険法施行規則第 24 条の 5）

- 1 臨時に支払われる賃金
- 2 一月を超える期間ごとに支払われる賃金
- 3 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金
- 4 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金
- 5 午後 10 時から午前 5 時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分
- 6 最低賃金において算入しないことを定める賃金（最低賃金法第 4 条第 3 項第 3 号に掲げる賃金）

短時間労働者の適用要件

2026. 9. 30 まで	2026. 10. 1 から
特定適用事業所（51人以上事業所）または任意特定事業所（50人以下でも任意で短時間労働者を適用する旨届出を行った事業所）に勤務する者	
週20時間以上勤務	
所定内賃金が月額8.8万円以上	要件撤廃
学生でない	

（エッセンス）

要件撤廃により、最低賃金法第7条の規定の適用を受ける**特例許可を受けている労働者**「特定減額特例対象者」であって、所定内賃金が月額8.8万円未満の者は、強制的には適用せず、申出を行った者のみ資格取得する。

2 賃金要件の撤廃に伴う適用除外等の特例に伴う事務

（1）資格取得の手続き

必要書類

① 健康保険特定減額特例対象者被保険者資格取得/喪失申出書

特定減額特例対象者が事業主を通じ当組合に提出

「健康保険特定減額特例対象者被保険者資格取得/喪失申出書」は当組合ホームページの下記URLから取得ください

https://www.kobe-kikai-kenpo.org/sinseisyosiki/tokutei_genngaku_tokurei_taisyousya_sikakusyutoku_soushitsu.pdf

② 被保険者資格取得届

1の申出を受けた事業主が1の書類とともに当組合に提出

資格取得日は空欄としてください（当組合が受理した日が資格取得日となります）

⑩備考欄の「特定減額特例対象者の任意取得」を○で囲ってください

資格取得届の様式を変更していますので、当組合ホームページの下記URLから取得ください

<https://www.kobe-kikai-kenpo.org/sinseisyosiki/syutoku.pdf>

(2) 資格喪失の手続き

必要書類

① 健康保険特定減額特例対象者被保険者資格取得/喪失申出書

特定減額特例対象者が事業主を通じ当組合に提出

② 被保険者資格喪失届

1の申出を受けた事業主が1の書類とともに当組合に提出

資格喪失日は空欄としてください（当組合が受理した日の翌日が資格喪失日となります）

⑥喪失原因欄の「特定減額特例対象者の任意取得」を○で囲ってください

資格喪失届の様式を変更していますので、当組合ホームページの下記URLから取得ください

<https://www.kobe-kikai-kenpo.org/sinseisyosiki/sousitsu.pdf>

(3) 被保険者区分の変更の届出

一般被保険者が特定減額特例対象者に該当し、かつ同一の事業所に引き続き使用される場合は、その該当日に特定減額特例対象者である被保険者となったものとみなされるため、当該事実が発生した日から5日以内に「被保険者区分変更届」を当組合に提出してください。

また、特定減額特例対象者である被保険者が特定減額特例対象者でなくなり、同時に一般被保険者等の資格に該当し、かつ同一の事業所に引き続き使用される場合は、その該当日にその者が引き続き一般被保険者等の資格を有していたものとみなされるため、当該事実が発生した日から5日以内に「被保険者区分変更届」を当組合に提出してください。

被保険者区分変更届の様式を変更していますので、当組合ホームページの下記URLから取得ください

https://www.kobe-kikai-kenpo.org/sinseisyosiki/tokuteitekiyouzigyousyo_kubunhennkou.pdf

3 留意点

- (1) 対象者から資格取得、資格喪失の申出があった場合、事業主は拒否できません。
- (2) 厚生年金保険と同時に手続きすることが必要です（片方だけ加入、時期をずらすは不可）厚生年金保険は日本年金機構に提出してください。
- (3) 特定減額特例対象者である被保険者について、定時決定及び随時改定における支

払基礎日数等は短時間労働者と同じです。

- (4) 最低賃金法第7条の規定の適用を受ける者であっても、1週間の所定労働時間及び1月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の1週間の所定労働時間及び1月間の所定労働日数の4分の3以上の場合は一般被保険者（短時間労働者でない被保険者）として資格取得します。